

公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会ホームページ広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会（以下「福祉協会」という。）が管理するホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告」とは、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載位置および枠数)

第3条 広告を掲載する位置および枠数は、次のとおりとする。

(1) 広告の位置および枠数は、福祉協会が指定するトップページ (<http://www.kenshinkyō-shiga.com/>) 内の所定の位置および枠数とする。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 人事募集を目的とする広告
- (11) 責任の所在が不明確な広告

(広告の種類、規格等)

第5条 広告の種類および規格については、次のとおりとする。

- (1) 広告の種類 バナー広告とする。
- (2) 広告の規格 広告の大きさは、縦50ピクセル・横180ピクセル、ファイル形式gif・jpegとする。

2 広告の禁止表現については、次のとおりとする。

- (1) 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるもの
(例) 「閉じる」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- (2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの。
(例) コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
- (3) 実際には機能しないもの。
(例) 入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等
- (4) その他広告の表現として適当でないと福祉協会が認めるもの。

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の募集は、随時行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間は3ヶ月単位を1期間とし、最長4期間までとする。ただし、広告枠に空きがあり、かつ満了までに期間延長の申込みがあった場合は、掲載期間を延長することができる。

- 2 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する期間初月の初日とする。
- 3 広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する期間の最終月の末日とする。
- 4 広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日または12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、翌日以降の平日とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告主は、掲載期間の開始日2週間前までに別記様式「公益財団法人 滋賀県身体障害者福祉協会ホームページ広告掲載申込書」に広告内容を説明した資料を添えて、申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 福祉協会は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条、第5条の規定に基づき審査し、広告の可否を決定するものとする。

- 2 福祉協会は、前項の規定により決定したときは、当該申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成に要する経費負担および広告内容の修正)

第10条 広告主は、前条第2項の規定による広告掲載の通知を受けたときは、広告原稿を福祉協会の指定する期限までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかる広告原稿の作成に要する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 福祉協会は、提出された広告原稿の内容、規格等が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料は次のとおりとする。

- (1) 1枠あたり1期間額10,000円(消費税および地方消費税を含む。)
- 2 広告主は、広告掲載料を原則として福祉協会が指定する日までに、福祉協会が発行する請求書により一括して前納するものとする。

(広告掲載の方法)

第12条 福祉協会は、第10条第1項の規定により提出された広告原稿を原則として、広告掲載開始日に掲載するものとする。

- 2 福祉協会は、前項の規定により掲載した広告を原則として、広告掲載終了日に削除するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 福祉協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第10条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 第11条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき

- 2 福祉協会は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、書面により福祉協会に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第15条 福祉協会は、第13条第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

ただし、複数期間の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する期間の翌期間以降の期間に係る広告掲載料を返還する。

2 前項の規定にかかわらず、福祉協会がホームページの運営を次により一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、一時停止の期間が5日を超える場合は、日割計算による停止期間相当分の広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項ただし書きおよび前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数期間の場合は、当該広告の内容を原則として期間単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ福祉協会に協議するものとし、第10条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第10条第3項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに福祉協会に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、福祉協会と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、福祉協会が別に定める。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。